

道路及び水路等の用途廃止及び売払いに関する処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の公共用財産のうち、市民の利便を増進するために行われる道路及び水路等の用途廃止及び売払いについて公正かつ円滑な処理を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「道路及び水路等」とは、市が管理する次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 蒲郡市公共用物の管理に関する条例（昭和51年蒲郡市条例第10号）第2条各号に規定するもの

(用途廃止の要件)

第3条 道路及び水路等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その用途を廃止することができる。

- (1) 道路及び水路等としての機能を喪失しており、元の用途に供する必要がないと認められるもの
- (2) 代替施設（用途廃止する道路及び水路等に代わるべき新たな施設をいう。以下同じ。）が整備されたことにより、道路及び水路等として存置する必要がなくなったもの
- (3) 開発行為等により、道路及び水路等として存置することが不適當又は不要であると認められるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が道路及び水路等として存置する必要がないと認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する道路及び水路等は、用途廃止しないものとする。

- (1) 認定道路であるもの。ただし、次条に規定する代替施設を設置する場合又は道路としての機能が損失しているものは除く。
- (2) 用途廃止をすることにより、地域住民の私権又は利便性を損なうと認められるもの

- (3) 用途廃止をすることにより、道路に接続しない非接道地ができるもの。ただし、非接道地になる土地所有者の非接道地になることに対する同意を得た場合は、この限りでない。
- (4) 将来公共施設として使用し、又は使用する見込みがあるもの
- (5) 用途廃止することにより、他の道路及び水路等の機能を低下させるおそれがあるもの
- (6) 用途を廃止することができない道路及び水路等の一部であるもの。ただし、当該道路及び水路等が現に公共性を喪失しており、かつ、当該道路及び水路等に隣接する土地所有者（以下「隣接地所有者」という。）の用途廃止に係る承諾が得られる場合は、この限りでない。
- (7) 地下埋設物（水道管、下水道管、ガス管等をいう。以下同じ。）があるもの。ただし、地下埋設物の移設若しくは撤去が完了している場合又は地下埋設物の管理者の承諾を得ている場合はこの限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、用途を廃止すべきでないとし市長が認めたもの（代替施設の整備）

第4条 前条第1項第2号の規定により用途廃止を受ける場合は、代替施設（土地を含む。）を次に定めるところにより設置し、市へ寄附しなければならない。

- (1) 道路及び水路等の従前の機能を低下させるものではないこと。
- (2) 代替施設を設置した者のみでなく、公衆の利便をもたらすものであること。
- (3) 代替施設の境界が境界標等により明確にされていること。
- (4) 代替施設が相続財産であるときは、相続登記が完了していること。
- (5) 代替施設に所有権以外の権利が設定されているときは、その権利抹消の登記が完了していること。
- (6) 代替施設が一筆の土地の一部であるときは、分筆登記が完了していること。
- (7) 既存の道路及び水路等の機能を損なうことなく、道路及び水路等の付け替えを行うための土地であること。

2 前項の規定により市へ寄附される代替施設の寄付手続に関しては、蒲郡市道路敷地寄附受納取扱い要綱（平成25年4月1日施行）の規定の例による。

（申請対象者）

第5条 道路及び水路等の用途廃止の申出をし、廃道敷地等の売払いの申請をすることができる者（以下「申請対象者」という。）は、道路及び水路等の隣接地所有

者とする。

(事前協議)

第6条 申請対象者は、道路及び水路等の売払いを受けようとするときは、その理由、財産の種類、利害関係者、現況等を明らかにするために、市長と事前に協議するものとする。

2 前項の協議において申請対象者は、売払いを希望する道路及び水路等(以下「申請地」という。)に係る次に掲げる資料を持参しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 全部事項証明書の写し
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要とする資料

(用途廃止及び売払いの申請)

第7条 前条の協議により、道路及び水路等の用途廃止及び売払いが適当と認められたときは、申請対象者は、道路及び水路等の売払い申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に申請地に係る次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 地積測量図又は求積図
- (2) 事前調査票(第2号様式)
- (3) 隣接地の権限を有することを証する書類

2 やむを得ない理由を除き、申請書の提出後における取下げはできないものとする。

(用途廃止及び売払い)

第8条 市長は、前条第1項に規定する道路及び水路等の用途廃止の申請について適当と認めたときは、当該道路及び水路等の用途を廃止し、申請書を提出した者(以下「申請者」という。)と申請地の売買契約又は譲与契約を締結するものとする。

(売払い価格)

第9条 用途廃止された当該道路及び水路等の売払い価格は、市長が定めた評価価格に申請地の面積を乗じて得た提示価格とする。

(代替施設を寄附する場合の取扱い)

第10条 第4条の規定により道路及び水路等の用途廃止に伴い代替施設を寄附した者が、申請者と同一の者である場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 寄附受納した代替施設の地積が当該道路及び水路等の地積と同等以上のときは申請地を申請者へ譲与することができるものとする。
- (2) 当該道路及び水路等の地積が代替施設の地積を超えるときは、その超えた部分は申請者へ売り払うものとする。

(費用負担)

第11条 廃道敷地等の売払い又は譲与に伴う測量に係る費用及び登記に要する費用のうち、表題登記、分筆登記及び所有権移転登記に要する費用以外の費用は、全て申請者の負担とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、道路及び水路等の用途廃止及び売払いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。